

経営体育成支援事業実施要綱

制定 平成23年4月1日付け22経営第7296号
最終改正 平成28年6月10日付け28経営第564号

第1 趣旨

農業従事者の減少と高齢化が進む中であって、農業の持続的発展を図りつつ、国民への食料の安定供給を図るためには、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、適切な人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）をいい、別記1の第1の3の（1）のアにより、その適切性が都道府県知事によって確認されたものをいう。以下同じ。）に基づき、地域の将来を担う中心経営体（人・農地要綱第2の1の地域の中心となる経営体をいう。）を明確化するなど地域農業の担い手（以下「中心経営体等」という。）の育成・確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このような課題を踏まえ、中心経営体等が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援することとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、適切な人・農地プランに基づき、中心経営体等の育成・確保に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む地域等を支援することにより、中心経営体等の育成・確保を図るものとする。

第3 事業内容

本事業は、中心経営体等の育成・確保を図るものとして、次に掲げる事業により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準及び補助率は、別表1に掲げる内容とし、実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記1から別記3までに定めるものとする。

ただし、2に掲げる事業は、過去に例のないような甚大な気象災害等が生じ、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が特に緊急に対応する必要があると認める場合に緊急に実施することができるものとし、事業の要件その他事業内容は、別記2に定めるほか、経営局長が別に定めるところによるものとする。

- 1 融資主体補助型経営体育成支援事業
 - (1) 融資主体型補助事業
 - (2) 追加的信用供与補助事業
- 2 被災農業者向け経営体育成支援事業
 - (1) 融資等活用型補助事業
 - (2) 追加的信用供与補助事業
- 3 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

第4 事業の推進体制等

- 1 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が、都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・

協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 3 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県、市町村及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の中心経営体等の育成・確保に関する各種施策の積極的な活用を努めるものとする。

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

第7 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。
- 2 国は、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として補助するものとする。
なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額とし、補助対象範囲は、別表3に定めるとおりとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のウ及び（2）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）及び2の（2）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等

の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

2 この通知による改正前のこの要綱により支援計画の承認を受けている事業へのこの要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

1 平成24年度補正予算において事業を実施し完了していない取組については、本要綱の施行後は、本要綱の規定に基づくものとする。

2 平成24年度補正予算までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

3 本要綱は、平成25年5月16日から施行するものとする。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行するものとする。

平成25年度までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附則

1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

2 平成26年度当初予算において実施するものについては、なお従前の例によるものとする。

附則

1 この要綱は、平成27年4月9日から施行するものとする。

2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、融資主体補助型経営体育成支援事業に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記1の第3の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成26年度以前に目標年度を経過している事業については、平成27年度中に同第3の2の報告を行うものとする。

なお、都道府県知事を経由しない事業の場合は、都道府県知事の規定を地方農政局長に読み替えるものとする（3において同じ。）。

3 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における事業評価（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱第4に掲げる事業の評価をいう。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における事業評価（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱第4に掲げる事業の評価をいう。）及び経営体育成交付金における事業評価（経営体育成交付金実施要綱第5に掲げる事業の評価をいう。）に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記1の第3の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成26年度以前に目標年度を経過しているため、平成27年度中に同第3の2の報告を行うものとする。また、当該事業の目標年度の翌々年度が平成26年度以前に経過している場合には、平成27年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

4 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のウ及び（2）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）及び2の（2）の経費に充てることのできるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の日前に、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）附則（平成28年4月1日付け27経営第3313号）第3項による廃止前の地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき作成された経営再開マスタープランについては、人・農地要綱第2の1に定める人・農地プランとみなす。
- 4 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のウ及び（2）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業（担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）及び2の（2）の経費に充てることのできるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月10日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

別表 1

事業内容	事業実施主体	承認基準	補助率
<p>1 融資主体補助型経営体育成支援事業</p> <p>(1) 融資主体型補助事業</p> <p>この事業は、経営体育成支援計画（今後の地域農業を担う中心経営体等の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）に基づき、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、事業を行う場合において、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。</p> <p>なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。</p>	市町村	別記1に定める要件を満たしていること。	3／10以内
<p>(2) 追加的信用供与補助事業</p> <p>この事業は、支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。</p>	市町村	—	定額
<p>2 被災農業者向け経営体育成支援事業</p> <p>(1) 融資等活用型補助事業</p> <p>この事業は、過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障をきたす事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合に、農産物の生産に必要な施設等について、被災農業者経営支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設の再建等のため、具体的な取組内容及びその成果目標を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロ</p>	市町村	別記2に定める要件を満たしていること。	3／10以内

<p>プロジェクト融資等を活用して、再建等する際の当該再建等に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。</p>			
<p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p>			
<p>(2) 追加的信用供与補助事業</p>	市町村	—	定額
<p>この事業は、被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。</p>			
<p>3 条件不利地域補助型経営体育成支援事業</p>	市町村		
<p>この事業は、経営規模の小規模・零細な地域等における意欲ある経営体が経営の規模拡大、複合化等を図るために必要となる共同利用機械等の導入について助成を行う事業とする。</p>		別記3に定める要件を満たしていること。	1/2以内（ただし、別記3に定める場合を除く。）
<p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p>			

別表 2

附帯事務費の率

	都道府県 附帯事務費	市町村 附帯事務費	充当率	備考
附帯事務費の率	1.7%以内	0.4%以内	1/2以内	

注：都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

別表 3

附帯事務費の使途基準

(1) 都道府県附帯事務費

区 分	内 容
給 料	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（管理職の地位にある職員は除く。）
職 員 手 当 等	上記の給料が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
報 酬 旅 費	委員手当 普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金 共 済 費	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 上記の給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 需 用 費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）
使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委 託 料 公 課 費	自動車重量税（補助事業で取得したものに限る。）

(2) 市町村附帯事務費

区 分	内 容
旅 費 賃 金 共 済 報 償 需 用 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 賃金が支弁される者に対する社会保険料 謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費） 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

注：(1) 及び (2) の人件費（給料及び賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。